

SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°625
2023・3・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

- 旧優生手術違憲熊本訴訟 地裁で初の賠償命令…………… 福永紗織
- 学校法人追手門学院「退職強要」研修・面談事件…………… 谷 真介
— 労災審査請求で二名につき逆転認定、原告三名全員が労災認定
- 廃案となった入管法案の再度の提出とその問題点…………… 高橋 済
- 【憲法委員会企画】議長と若手弁護士座談会(第1回)
(笹山尚人／深井剛志／山田大輔／藤原朋弘／山内志織)
- 【議長トーク】「尾林チルドレン」…………… 笹山尚人
- 広報委員会より購読者アンケートの集計(最終) 結果のご報告
- 改憲問題対策法律家六団体連絡会からのお知らせ



秋田・横手

旧優生手術違憲熊本訴訟 地裁で初の賠償命令

熊本 福永 紗織

一 はじめに

二〇二三年一月三日、熊本地裁は、旧優生保護法違憲訴訟に関し、国に原告二名に対して賠償を命ずる判決を言い渡した。

優生手術から二〇年以上経過していることから除斥期間の適用が大きな争点であった。

二 除斥期間の適用を制限した

二つの高裁判決後に出た不当判決

同種訴訟では、除斥期間の適用に関して、二〇二二年二月二日に大阪高裁が「訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境が解消されてから六か月を経過するまでの間」、二〇二二年三月二日に東京高裁が「一時金支給の施行日である平成三二(二〇一九)年四月二十四日から五年間が経過するまで」除斥期間の適用を制限するとして、国の賠償責任を認める判決を出した。

しかし、その後二〇二二年九月二日に出された大阪地裁判決は、大阪高裁の判断枠組みを採用しながら、聴覚障害等がある大阪地裁の原告らについて、同種訴訟初の仙台訴訟が提起された平成三〇年一月三〇日から間もない時期に提訴が困難な状況が解消され、それから六か月経過した提訴だとして除斥期間を適用した。

優生手術を受けた者は、障害や差別偏見のために、国賠訴訟を提起する決断はもちろん、自身が受けた被害を知ることすら難しく、法律相談に繋がること自体が困難で、繋がったとしても提訴まで時間を要するにもかかわらず、極めて形式的にしか判断しなかったのである。

三 熊本訴訟の原告

熊本訴訟の原告二名のうち一名は、仙台訴訟が提起されてから六か月経過後の提訴であった。その原告は、第一子がダウン症であったことから、第二子妊娠中に、産婦人科医師から勧められ人工妊娠中絶と不妊手術を受けた方であるが、第一子は三歳の頃亡くなっている。当初は、誰の障害を理由に優生手術を受けたのか明らかではなかった。女性原告は、当時から現在に至るまで、差別偏見のおそれから第一子の障害に向き合うことが困難で、第二子の障害について詳述するまで時間を要した。

熊本訴訟では、提訴までの経緯を、弁護士メモリスの内容を書証として提出するなどして明らかにし、法律相談につながったとしても訴訟提起が著しく困難な環境が解消されたとはいえないことを主張立証した。

四 除斥の適用を排除

(1) 本判決では、①被害の甚大性、②国の重大

な帰責性、③権利行使の困難性、④憲法の最高法規性の各観点に照らし、優生手術を受けた者に對して除斥期間を適用することについては、民法の信義則（民法一条二項）、個人の尊厳等を旨とする民法の解釈基準（民法二条）ないし条理の法意から見逃しがたい重大な問題が存在し、少なくとも、平成三二年四月二四日の一時金支給法成立の前に訴えを提起した原告らの国に対する損害賠償請求権について除斥期間を適用し、当該権利を消滅させることについては、著しく正義・公平の理念に反する特段の事情があるとした。そして、なお書きで、法的安定性については、一時金支給法の制定等によって被害者がその損害及び加害者を客観的に認識し得た時から消滅時効によって必要な限度で確保されると触れた。

熊本地裁判決は、除斥期間の適用自体を排除したのである。

①～④までの各観点については、具体的には後述のとおり判断した。

(2) ① 被害の甚大性

本判決は、被害の甚大性について、国は人間の尊厳を侵害する明らかに違憲な優生条項を含む優生保護法を制定し、全国的かつ組織的に優生手術が実施される状況を作り出し、極めて強度・強烈な人権侵害を行ったのであり、原告らの被った身心的・精神的損害は甚大であって、優生手術のよ

うな大規模かつ長期にわたる憲法違反の人権侵害よりも法的安定性を例外なく優先させなければならぬ理由は見いだしたがたいとした。

(3) ② 国の重大な帰責性

そして、国は、優生手術を積極的に推進し、優生手術を受けた者に対する偏見や差別を社会の広範囲に普及・浸透させており、約半世紀もの長きにわたり優生条項を存置し、優生手術を受けさせられた被害者への適切な対応や救済措置を採らずに障害者等に対する差別や偏見を正当化・固定化してきた国については、優生手術を受けた者らの訴訟提起ができない状況を意図的・積極的に作り出したとまではいえないことを踏まえても、重大な帰責性があるとした。

(4) ③ 権利行使の困難性

権利行使の困難性については、国は平成三二年四月二四日に一時金支給法が制定されるまで誤りを正面から認めることはなく、優生手術についての実態調査すらしておらず、このような状況下において、優生手術を受けさせられたことに深い羞恥、後悔や自責の念、周囲の者らへの言いようのない負い目ないし恐れを内心に抱えていた者が、優生手術を受けさせられたことを社会に公表して国に對する損害賠償請求権を行使することが長期にわたり事実上不可能であったのは無理からぬことであり、原告らには権利行使が極めて困難な客観的

事情があったとした。さらに、優生手術については保存された資料が乏しく国家という組織体である被告ですら被害の実態説明が容易でない状況に陥っていることに照らすと、このような証拠資料の散逸、消滅を招いた責任は専ら国の側にあり、除斥期間の規定を適用する前提を一部欠くとした。

(5) ④ 憲法の最高法規性

また、国が明らかに憲法に違反する法律を制定してそれに基づく政策を推進し、その結果国民である原告らに重大な損害が生じた以上、憲法二七条により国民に保障されている原告らの被告に對する損害賠償請求権の行使を民法七二四条後段の適用により妨げることは慎重であるべきであるとされた。

(6) 本判決の意義

本判決は除斥期間の適用を制限するのではなく排除したものであって、後に続く被害者の救済に繋り、高く評価されるべき判決である。

五 今後の裁判と運動

今年度中に、静岡地裁（二月二四日）、仙台地裁（三月六日）、札幌高裁（三月一六日）、大阪高裁（三月二三日）で判決が、三月二日には全国原告団結集会、三月二八日には院内集會が予定されている（二月二日時点）。今後出される判決を受け、全面解決に繋げたい。

学校法人追手門学院「退職強要」研修・面談事件

— 労災審査請求で二名につき逆転認定、原告三名全員が労災認定

大阪 谷 真介

一 事案の概要

学校法人追手門学院は、二〇一六年七月に翌二〇一七年三月末での「退職」を勧告した二八名の事務職員に対し、「起死回生の研修」とし、二〇一六年八月二日から二六日にかけて、株式会社ブレインアカデミー（本社・東京都千代田区）に委託する形で「自律的キャリア形成研修」を受講させました。しかしその「研修」の実態は、ブレインアカデミーの講師が執拗に退職を選択することを迫り、全員の前で「あなたのように腐ったミカンを追手門の中においとくわけにはいかない」、「戦力外なんだよ」、「老兵として去ってほしい」、「虫唾が走る」、「明確に負のオーラばかり」など業務

と全く関係のない人格非難の発言を繰り返し、さらには受講者同士でお互い批判をさせるなどというものでした。

その後も追手門学院は、退職等に応じず現状維持を希望する研修受講者らに対し、業務命令として拒否できない形式で何度も執行部の面談を受けさせ、その中で人格非難を繰り返し、職員が退職をしないと明言してもなお執拗に退職を求めました。最終的には理事長から直接「退職勧告書」を読み上げられ渡された方もいます。

前記研修・面談を受け、一八名のうち一〇名が退職や職種変更（いったん退職）を強いられ、一方、本件原告ら三名は精神疾患に罹患し長期の休職、そして休職期間満了退職扱いとして雇用を奪われました。

二 裁判の提起と労災の申請

本件研修から約三年後の二〇一九年六月、朝日新聞が本件研修を大きく報道し、それがきっかけとなつて原告ら三名も労災申請、裁判提起を決意しました。以降三名は順次労災申請を行い、二〇二〇年八月には、追手門学院、同理事長、ブレインアカデミー、研修担当講師の四者を相手どり、大阪地裁に提訴しました。裁判では、精神疾患の発病・休職に追い込まれた点の慰謝料や休業損害等の損害賠償請求（原告ら三名合計約三六〇万円）、休職期間満了退職扱いの無効、退職扱い後の未払賃金・賞与請求、退職強要行為の差止め請求等を行っています。

労災申請については、先行する二名について、二〇二二年三月二三日、精神疾患の発病時期が研修より前とされるという不可解な判断の下で不支給決定がされ、二名は大阪労働者災害補償保険審査官に審査請求をしていました。一方、後行の一名については、二〇二二年三月三日付けで、研修及び退職が「退職強要」にあたり、心理的負荷が「強」であるとして労基署で労災認定がされました。

三 二名についての逆転認定判決、三名全員が労災認定へ

二〇二二年二月二三日、大阪労働者災害補償保険審査官は、労基署で不支給決定がされた二名について、業務上災害であるとして労基署の不支給決定処分を取り消しました。二〇二三年一月、正式に各労基署において二名は労災認定され、これで三名全員が認定されたことになりました。

本件各裁決は、まず精神疾患の発病時期について、機能障害を重視してこれが顕著となった時期を正確に見極め、研修後に発病したものと認定しました。その上で、研修では冒頭に追手門学院幹部から講師に全権委任する旨の発言があったこと、講師の発言は受講者に絶望感を抱かせるもので相当程度強い退職の強要があったといえること、

他の受講生を追い詰めるような発言が繰り返し前面でなされることを聞くこと自体「次は、自分があのような目に合う」という恐怖感を抱くに足りる程度と評価できること、参加者が相互に他の参加者の欠点を指摘するなど助け合える環境ではなく講師との一対二での対応よりも心理的負荷が強いものであった等の事情から、労災認定基準の「退職を強要された」に該当するとし、心理的負荷の程度を「強」として、業務上災害にあたるようになりました。

発病時期について機能障害を重視したことや、研修での他の受講生への発言も、その場面に出席し「次は自分かもしれない」との認識に至る点を心理的負荷の程度として評価した点は高く評価できます。

四 異常ともいえる退職強要の実態と裁判の焦点

同じ研修に参加した三名もの労働者が全員精神疾患で労災認定を受けるなど前代未聞のことです。本件は、教育機関である大学が、対象者を業務命令により別施設に集め、外部講師に委託して人格的非難をして退職を迫る「研修」を行ったこと、その後理事長まで出席して組織的な面談で執拗に退職をせまったこと、一連の行為で受講者の

多数が退職や精神疾患の発病・休職に至るなど、極めて問題のある事案です。

裁判に提出した内部資料では、本件研修の報酬（対価）が「対象者の職務上における評価、行動等において変化が認められた場合」に対象者一名につき一〇〇万円とされ、実際研修後にブレインアカデミーが学院に対し七名分として七〇〇万円（税別）を請求しこれが支払われた資料も存在します。大学が一人一〇〇万円もの対価を支払って労働者の人格を攻撃し退職を迫るなど、絶対にあってはなりません。

原告三名は、研修・面談等から数年経つても、未だに回復の兆しが見えていません。今もなお当時の恐怖感が拭えず動けなくなることがあるなど、日々の生活に大きな支障をきたしています。裁判ではいまま被告らは研修は退職させる目的ではなく当事者意識を確立するところに目的があり、面談も業務改善目的であった等強弁し、争いを続けています。裁判では、被告らの違法行為や責任を明らかにし、原告らに対する謝罪や賠償、安心して職場に戻ることができるような職場にすることを求めています。

廃案となった入管法案の 再度の提出とその問題点

わたる
東京 高橋 済

1 序

政府は、入管法案（以下「三三法案」という）を提出し、本年（二〇二三年）四月以降の審議、採決・成立を目指している。

この法案は、二〇二二年の通常国会で市民社会の激しい反対運動によって事実上の廃案となり（以下「二二法案」という）、二〇二二年の通常国会でもやはり激しい反対運動によって提出見送りとなったものと同様の内容のものである。本稿ではこの三三法案の問題点について述べる。

2 在留資格のない人の人権問題（収容と送還）

まず、「在留資格」とは行政処分によって生じる法的地位であって、その有無により、個人の尊厳、人権に何ら影響がない。「不法滞在」「不法移民」などと集団的な、社会に対する「害悪」とみて、社会防衛の観点から個人を危険視することは間違いである。日本国籍をもたずとも、在留資格がなくとも、等しく尊厳を有する「個人」であり、その人権は最大限尊重されるべきである。

3 「難民」の人権と「強制送還」

(1) 「難民」とは？

今回の三三法案も、「難民」の強制送還を可能

とするものである。

「難民」とは、（難民認定処分の）処分要件によれば、①人種、宗教、民族、政治的意見など五つの理由によって（迫害原因、五つの理由）、②迫害（重大な人権侵害）を受けるおそれにつき、十分に理由のある恐怖を有する者と言う（難民条約一条が入管法二条で国内法化されたものであり、世界共通の要件である）。

具体的には、民主化運動を行なっている人（ミャンマー、香港などの民主化運動をした人々）、民族的マイノリティ（ウイグル、ロヒンギャ、クルドなど）、宗教的マイノリティ（イランでのキリスト教改宗者）、性的なマイノリティ（同性愛での死刑などの処罰規定がある国）などが挙げられる。日本国憲法には外国人の庇護権のような規定はないが、難民条約に加入している以上、彼らを庇護する義務（国家の義務）がある。

この点、「難民」が日本社会に対する害悪のように捉えるのは間違いである。「難民」とは、生命など人権侵害の危険から、日本国が保護（庇護）すべき人という以上の意味をもたない。

(2) 「送還停止効」の例外という難民条約の無力化（無効化）

政府は三三法案においても、複数回の難民申請者など（一定の前科がある者などは初回の難民申請者）を、手続中にも強制送還できるようにし

ようとしている。

政府は、難民申請に伴い法律上送還停止されることから、送還停止を目的に難民申請する輩が後を絶たない、強制送還ができないなどと主張する。

しかしながら、難民申請中、すなわち、迫害の危険を判断する間に、強制送還を停止することは、人命がかかっている以上、当然の仕組みである。

むしろ、この本質は、なぜ複数回申請などが起きるのか？特にクルド(かつてミャンマーが多かった)が問題であつて、むしろ、保護されるべき人が保護されていない現状を直視する必要がある。

しかしながら、一三年法案も、二二年法案と同様に、難民保護のための法整備は一切予定されていない。これでは複数回申請がなくなるはずがない。

4 在留資格のない人の人権と收容

(1) 序

二三年法案は、二二年法案と同様に、在留資格のない人の收容に関して、身体解放措置として「監理措置」制度を導入しようとしている。

しかしながら、以下の問題点がある。

(2) 原則收容主義

二二年法案も二三年法案においても、個人(外国人)を原則として收容し、例外的な場合においてのみ解放(監理措置又は仮放免)する、「原則收容主義」が維持されている。

すなわち、主任審査官が、その個人(外国人)

が逃亡し、又は不法就労活動をするおそれの程度、收容によりその者が受ける不利益の程度その他の事情を考慮し、送還可能のときまでその者を收容しないことが相当と認めるときは、その者を監理措置に付する旨の決定をするものとするときとされている。まさに原則收容主義そのものである。

自由権規約九条は、在留資格がなくとも、強制送還までの間、例外的な場合(合理的な場合)を除き、收容してはならないことを規定している。

(3) 自由権規約九条の禁止する恣意的拘禁(收容)

監理措置決定(身体解放)の要件は、「主任審査官」が「收容しないことが相当と認めるとき」(相当性の要件)とされ、まさに入管の判断に委ねられたままである。二三年法案では、その考慮要素として新たに「收容によりその者が受ける不利益の程度」を確認的に規定したものの、相当性という不確定概念の抽象度の高さ(具体性のなさ)からすれば、その判断はブラックボックスそのものと言わざるを得ない。現在も(仮放免についてであるが)(スリランカ人女性)ウイシユマさんの死亡

国賠事件でも、国側は、諸般の事情を総合考慮した結果であつて、身体拘束は適法であつたと主張しているのである。

(4) 司法審査なき收容と監理措置

二三年法案(二二年法案も同様)では、例外的

に、その人を身体解放(監理措置)するか否かは、「主任審査官」(名古屋入管であれば次長)が判断

するとされている。裁判所が判断するのではない。

二〇二二年に亡くなったウイシユマさんは、死に至るまで、「主任審査官」が身体解放を許さなかつたのである。

(5) 無期限收容と入管による三ヶ月ごとの審査

二三年法案では、收容中三ヶ月ごとに監理措置(身体解放)の可否を判断することとしている。しかしながら、これでは長期收容の歯止めにはならない。

まず、その判断主体が「主任審査官」である。まさに従来の仮放免の判断者と同様である。さらにその判断基準は、「相当と認めるとき」(相当性の要件)であつて、逃亡の危険など総合考慮して判断されるにすぎないからである。

5 最後に

以上のとおり、二三年法案は、市民社会、国連からの批判を受けながらも、結局、ほとんどが廃案となつた二二年法案と同じものである。

在留資格のない個人(日本国籍がないという意味で「外国人」)の人権のため、二三年法案も「廃案」にすべきである。

憲法委員会企画

議長と若手弁護士
座談会 (第1回)

【出席者】

笹山 尚人 / 山田 大輔 / 藤原 朋弘 / 山内 志織

▼コーディネーター

深井 剛志



青法協弁学合同部会議長
笹山 尚人 会員 (53期)
東京法律事務所

1 笹山議長の学生時代の活動について

深井 司会の深井です。笹山先生が二〇二二年に新議長になったというところで、新議長との座談会を企画しました。

笹山先生は修習生のころから部会活動をされていて、事務局長も経験し、今議長を務めています。

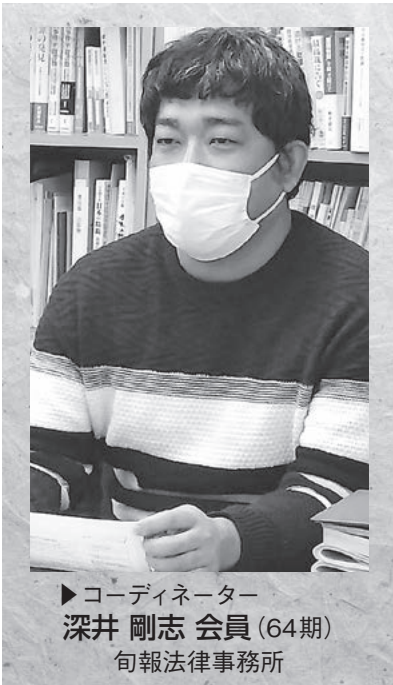
青法協の活動の話をしていただき、若手の皆さんの今後の活動に生かしてもらえればと思います。

では、早速はじめたいと思います。

青法協本部事務所にあった資料を見ていたら、

『人権ゼミ』という冊子を見つけまして、ここに笹山先生が大学四年の頃の「改憲論はなぜ噴出するか」というタイトルの論文が掲載されていました。人権ゼミでどういう活動をされていたのですか。

笹山 一九九一年、大学二年のときに八王子合同法律事務所の尾林芳匡先生に会う機会があって、そのときに初めて人権派の法律家というものに具体的に接しました。



▶コーディネーター

深井 剛志 会員 (64期)
旬報法律事務所

尾林先生が、自分が受任していた事件、過労死の原告の方とか、また高尾山の事件とかをいくつか紹介してくれて、東京法律事務所の小部正治先生ともその頃会いました。こうして、いろいろな問題で人権活動を担当する弁護士を具体的に意識して、弁護士に連れて行ってもらえるフィードバックをサークル活動にしようというのが、学生の中から意欲として生まれてきて、それで一九九二年に人権ゼミというサークルを作ったんです。その冊子はたぶんその活動の冊子か、新入生歓迎用のパンフレットかだと思います。

深井 では、その人権ゼミが笹山先生の人権活動の原点ということですね。

笹山 そう、モチベーションというかね。



山田 大輔 会員 (67期)
第一法律事務所



藤原 朋弘 会員 (71期)
中野すずらん法律事務所



山内 志織 会員 (74期)
東京法律事務所

2 修習生時代の活動

深井 さて、司法試験合格後、先生の修習期は五三期ですが、五三期は、人権活動、青法協の活動とその修習生の役割というのは微妙な時期だったと聞いております。どういう状況だったのですか。

笹山 一年半修習の開始期で、五二期までは二年間の修習でした。修習生運動はずっと伝統的に引き継がれてきたのだけでも、修習の期間が短くなることによって、その活動が危ぶまれていました。

青法協との関係でいうと、四〇期台の後半ぐらいから青法協活動は停滞するようになっていて、修習生部会自体も、なかなか結成できない。司法研修所の中で青法協というものがまるで存在しないという状態が長く続いていたので、だから今でも四〇期台の後半から五二期ぐらいまでは青法協や自由法曹団の弁護士は少ない。

そんなこともあって、青法協は要

らないのではないかという意見が、青法協の会員の中でもあった。また、修習生の中で人権活動をやるうという、修習生というのは政治的に中立でなければいけないという空気がなぜかすごく強くて、人権活動としてのカラーを出すことが、修習生全体の中で浮くのではないかとという危惧が随分あった時期でした。

当時の修習生委員会は青法協の将来を心配して、学生時代からの知り合いの私に、司法試験に合格したその日から、修習生になったらこのようにやるんだとレクチャーしてきた(笑)。そこで、司法試験合格から修習が始まる約半年の間に青法協を作るんだとずっと活動しました。

最終的には青法協に入ると言って入っていた人は二名で、入所の前の日に修習生部会の結成式をしました。そのあとはもう毎週ニュースを出す、前期の修習中のクラスの中で毎週配るということをして、青法協の旗をガッツと立てていくということを随分やっていたんですね。そんな前期でした。部会では、私が事務局長で議長が大山勇一君でした。

深井 五三期で検事任官女性枠問題が起こっています。

笹山 実はそんなに関わりも多くはない。というのは、任検女性枠問題は、最初におかしくないかと言いついたのは神原元さん・土井香苗さんなん

だよ。確かに統計を取ってみると、四八期か四九期ぐらいから女性で検事になった人はクラスでずっと一人か〇人なんだよね。だから、これは絶対意図的な作用があるに違いないとなったけど、運動的には青法協のカラーを出す、色で見られるとなり、任検女性枠運動は大衆的にやろうというようにして、意識的に青法協の人たちは前に出ないようにしたというのがあります。

なので、当時は春の集会という、坪由美子さんと土井さんとかがやっていた青法協よりカラーを薄めた集会があったのだけど、その集会の実行委員の人たちが中心になって活動して、青法協は裏方・事務方に回ったという感じでした。

やはり検事は女性がそんなになるものではないという意識が当時の検察庁にあったのではないかと。法務省は当時から「いや、そんなことは絶対に設けていません」と否定しました。だけど、この運動のあと、五四期だか五五期以降は現に二人以上になったからね。だから、その意味でいうと、彼らは自白したんだと思いますけど(笑)。

山内 私は七四期ですが修習が始まったときはもうコロナ禍で、導入修習の頃からずっとオンラインだったの、同期とのつながりが作れなかった面はあります。だから、いろいろイベントとか学習会を企画して、修習生同士のつながりを作ろうとどんどん広げていかれたというのがすごくいい

なと思います。私や私より下の代でまたそのように同期間の交流ができたらいいなと思って聞いておりました。

七六期から導入修習もオンラインではなく、研修所に集まるようになってるので、学習会とかをするチャンスとしてはいい機会なのかなと思っ

3 東京法律事務所入所の経緯

深井 そして修習を終えて弁護士になり、東京法律事務所に入所されましたが、どういう経緯だったのでしょうか。

笹山 人権ゼミの活動の中で、一番取り組みたいと思ったのが、小部先生が連れて行ってくれた組合活動だったんですね。当時は築地、日本テレビ、郵政などで労働組合の活動があり、現場の話聞かせてもらいました。過労死とか公害とかいうのは関係ない人には関係がないけど、職場というのはいやほいどの人にもたいい関わりがある。その職場がこれだけ荒れているということに対して、それにきちっと取り組む労働組合を見ていて、「なるほど、こういう人たちがいるし、こういう人たちだから差別されるんだな」と。それをしっかりと支え、共に歩むというのが、やってみたい弁護士活動の一番だったんですね。

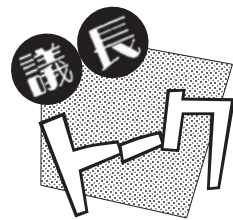
そういう中で、やはり労働問題に興味があるというところが一番強かったのかなと思うし、小部先生がそういう形でいる東京法律事務所というところがやはり気持ちとしては大きかったかな。

4 入所後の事件活動

藤原 入所してすぐに大型争議や組合事件に関わっていたのですか。

笹山 最初に来た事件が、組合の分裂事件です。あの当時、争議が多かったのはやはり全損保ですね。ちょうど私が弁護士になった二〇〇〇年ころは本場に金融資本主義がガーンと来たときで、損害保険業界の組合つぶしがものすごく起こった時期なんです。全損保がどんどんつぶされていく状況だったから、全損保の事件が多かったね。組合事件と個人事件とは、組合事件のほうがまだ多かった印象です。

(次号に続く)



「尾林チルドレン」

一九九一年、中央大学二年生だった私は、親しい仲間の学生たちとともに、尾林弁護士で紹介で、事件の現場に行ったり、当事者の話を聞いたり、裁判所で傍聴したりといった活動をするようになりました。この活動は、学生の要求に叶うものとして一九九二年からサークル活動になり、一九九三年からはこのサークルから自分も法律家になりたいという者が集まる司法試験勉強会に発展しました。私は、この活動に一貫して参加し、一九九三年から五年かけて、一九九八年の司法試験でようやく合格し、一九九九年四月に五三期司法修習生になりました。

一九九八年の私と千葉恵子さん(現・渋谷

共同法律事務所)の合格が、中大の司法試験勉強会としては初めての合格でした。

一九九一年から足かけ七年にわたり、私たちのサークル活動と司法試験勉強会を一貫して支えてくれた青法協の弁護士たちがいました。尾林芳匡、齋藤園生(八王子合同法律事務所)、小部正治(東京法律事務所)、工藤裕之(城北法律事務所)、中野直樹(まちださがみ総合法律事務所)の五名です。私はひそかに、「五人組」と呼んでいました。その後、司法試験勉強会の指導に坂口禎彦弁護士(城北法律事務所)が加わりました。私はひそかに、「追加戦士」と呼んでいました(なお、在籍法律事務所は、いずれも一九九八年時点のものです)。

何度現場に連れて行ってもらい、ご馳走になり、勉強を教えてもらっていたか、しれません。このときの薫陶が、私の弁護士としての道筋を決定づけたと言っても過言ではありません。

これは私一人ではなく、二〇〇〇年以降、私たちの仲間が続々と司法試験に合格して、

青法協の弁護士になっていきました。そのことから、私たち中大人権ゼミ・司法試験勉強会出身者の弁護士は、ときどき「尾林チルドレン」と呼ばれます。

ただ、「尾林チルドレン」というのは、あまり正確な呼称ではありません。

私たちは、司法試験合格後の青法協の活動も含め、多くの先輩法律家の薫陶を受けて、社会の現実と、それに立ち向かう人びと、その人びととともにたたかう青法協の法律家という実像から学んだのであり、青法協運動の賜としてここにいる、という感覚です。大学生に社会の現実を学んでもらい、要求のある者には、学習の手助けをする。これはいままさに青法協が、修習生委員会を中心に、組織として取り組んでいる運動そのものです。五人組と追加戦士にはその点での先駆性があったかとは思いますが、これは今や青法協全体の運動になりました。これからも大事にしていきたい活動です。

(青法協弁学合同部会議長 笹山尚人)

広報委員会より購読者アンケートの集計（最終）結果のご報告

11月25日号・1月25日号に同封しましたアンケートへのご協力、ありがとうございました。44通の回答がありました。今後の紙面づくりの参考とさせていただきます。集計報告は、以下の通りです。記述欄は2回目集約分のみ掲載しています（1回目集約分はNo.623〈1月25日号〉に掲載）。

「Q1 どの程度読まれていますか？」

1回目と同様、回答頂いた方の半数以上の方は「関心のある記事のみを読んでいる」、3割程度が「A 毎号欠かさず全記事を読んでいる」、1割程度のかたは「ざっと目を通す程度」との結果でした。

「Q2 関心を持って読む記事は何ですか？」

刑事事件関係／すべて／各地の取り組み／特になし／訴訟報告、憲法改正問題、シリーズ全国リレーなど／メディアに関連するもの・軍事、安保に関連するもの・人権問題／奮闘が伝わる記事／事件報告などその時々のもので（でも全部ではない。）と組織課題に関するもの／興味のある分野の取り組み／法曹人口増問題・LS問題・法テラス・裁判員制度などの司法改革問題／知っている人が書いているもの。支部の活動報告／判決報告／事件（裁判）報告のほか、研究者の論文（論稿）、議長のもの／レポート／事件報告、支部報告、総会・常任委員会報告、議長トーク／憲法、原発、人権、労働に関する裁判記事や論考

「Q3 機関紙の頁数はどうですか？」

1回目と同様、回答頂いた方のほとんどが「適当である」との結果でした。

「Q4 取り上げて欲しいテーマはありますか？」

- ・ 刑事事件（再審事件、冤罪事件、障害者などの社会的弱者が被疑者・被告人となった事件等）
- ・ 修習生の意識状況を反映した記事／法律のことをいろいろ知るにつれ「司法」なるものがいかに問題があるか、痛感しています。いま、東京外環道問題で調布の陥没事故の当事者とされてしまい、憲法25条をどうするかについての仕組みづくりが大事だと思っています。場合によっては書かせてください（「法民」昨年5月号「ひろば」の感じ）
- ・ 裁判所支部所在地の会員の活動紹介
- ・ 人権課題に取り組んでいる活動報告は引き続き取り上げてほしい。また、1本くらいは、民主主義や立憲主義、安全保障の在り方、情報公開、公金の

在り方、法曹養成など司法制度に関わる学問的な記事も読みたい。

- ・ 弁護士激増国策や裁判員制度の実質破綻を避けず正面から取り上げるべき。
- ・ 支部がしている講演などの報告。

「Q5 ご意見がありましたらご自由にお書き下さい」

- ・ がんばって下さい
- ・ 毎号編集作業お疲れ様です。日弁連人権ニュース編集委員をしているので、編集作業の大変さがよく分かります。
- ・ 今どきの修習生の関心がどこにあるのか、掘り下げてほしい。
- ・ 以前、青法協でジャーナリストの問題をお話したことがあった縁で、ずっと送ってもらって読んでいます。非常に生き生きした活動をされていることに敬意を表します。ぜひ今後もよろしくお願いします。
- ・ 編集担当の先生方にエールをお送りしたいと思います。
- ・ 電子版の配布をしてほしい／紙でなくデータで読みたい／紙媒体なしにできますか？（つまりPDF配信）／PDFの配信も検討いただきたいです。／電子化してほしい。紙媒体だと会員に配るのが大変。／紙媒体でなくとも、他団体が既に行っているメール配信でもいいのではないのでしょうか。／データで配信し、ペーパーレス化と会費の削減に繋がっていただきたいです。／機関紙について、紙媒体での配布は希望者のみとし、原則データで送付いただけるとありがたいです。
- ・ A4横書きにかえる。・そろそろA4横書き化を検討いただいてはどうでしょうか？
- ・ 掲載したいテーマがあればこちらにどしどしご連絡ください的な窓口があったらより活性化するのではないかな。
- ・ 同上のとおり。「司法改革」が司法における新自由主義攻撃であることを直視しない姿勢は許されないと考えます。
- ・ 毎回充実した内容と思っています。

改憲問題対策法律家六団体連絡会からのお知らせ

— 集会動画ダイジェスト版視聴・拡散のお願い —

一月三十一日の院内集会「敵基地攻撃能力保有の閣議決定に反対する市民集会」(六団体連絡会と市民アクション共催)のダイジェスト版ができました。

「誰のための敵基地攻撃能力? 軍事力と軍事同盟強化で日本を守るのか」(布施祐仁さん)、「安保三文書改訂と憲法・私たちの生活はどう変わるのか」(永山茂樹さん)、「戦争を回避せよ! 外交なくして平和なし」(猿田佐世さん)の三名の講演内容(合計一時間)を二〇分ちよつとにまとめました。

ダイジェスト版だけ見ても、安保三文書改訂の要点がわかります。

集会に参加された方も参加されていない方も、ぜひ、ご視聴ください。そして拡散をお願いします。

〈ダイジェスト版〉

<https://www.youtube.com/watch?v=g-IpBGYECg>



〈全編を見たい方〉

<https://youtube.com/SS5pJMv1-M>



▼今後の予定

総会：四月三日(月)一六時～一九時
ハイブリット形式で開催予定

敵基地攻撃能力保有の閣議決定に反対する市民集会

今年も、憲法改正案に基づいた閣議の是非を国民が知り得る機会が与えられていることを喜ばし、我が国にない不都合な変更をあらゆる点で、安保三文書の閣議決定に反対する市民集会を開催する第一歩とするために、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

日時：2023年 **1月31日(火)** 18時開始～19時45分閉会
 会場：**衆議院第一議員会館1階 国際会議室**

共催：改憲問題対策法律家六団体連絡会(9名改訂版) 市民市民アクション
 参加費：無料・事前申し込み不要 (会場参加は別途300名、17時30分から通行証を配布)

- 「誰のための敵基地攻撃能力? 軍事力と軍事同盟強化で日本を守るのか」
講師：布施祐仁氏 (ジャーナリスト)
- 「安保三文書改訂と憲法・私たちの生活はどう変わるのか」
講師：永山茂樹教授 (東海大学)
- 「戦争を回避せよ! 外交なくして平和なし」
講師：猿田佐世弁護士 (新外交・ニシアジアフ代表)

特別報告 「沖縄から」 与那国町議 田里千代基さん
 ○挨拶 岩田二郎さん (改憲問題対策法律家六団体連絡会、自由法政連盟)
 ○挨拶 小森 隆一さん (9名改訂版) 全国市民アクション連絡会、74歳会(改訂版) 事務局
 ○各界からの送別挨拶

YouTubeで同時配信の予定です。
 リンク先 <https://youtube.com/SS5pJMv1-M>
 ※YouTubeは無料でもアカウントで視聴いただけます。

日本民主法律家協会 TEL 03-5367-5430

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

— 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替 (手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会
 TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

人権の砦として
— 弁学合同部会40年の軌跡 —

青年法律家協会弁護士学者合同部会 編

B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

今後の日程

【第54回定時総会】

6月24日(土)

～25日(日) 熊本

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

4月 6日(木)10時半～

▶各種企画につきましては、ホームページの「イベント・学習会のお知らせ」をご参照ください。本部に寄せられた支部の企画も掲載しています。



青法協のマスコットキャラ「せーほけきょ」入り 珪藻土コースター & クリアファイルは いかがですか？

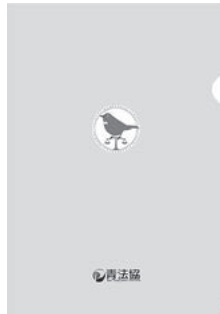
青法協の「青」を基調に六法型のリボン、天秤といった法律家モチーフがデザインされたロゴ「せーほけきょ」が入っている、ここでしか買えないグッズです。自分用のほか、学習会や、修習生などへのプレゼントにぜひどうぞ！



珪藻土コースター

(直径10cm、厚さ8mm)

【頒価】 700円(送料別)



クリアファイル (A4サイズ 青法協設立趣意書入り)

【頒価】 100円(送料別)

お申込は本部事務局までご連絡ください。

編集後記

▼トルコ・シリアの大震災の犠牲者は、四万三千人を超えた。TVニュースに映し出される映像は、凄まじい破壊力であり、被害である。もしここに、原発があったらどうなっていたらだろうか、思わざるを得ない。▼この報道を横に、地震大国日本の原子力規制委員会は、原子炉の運転期間を最長六〇年とする炉法規法について、審査で停止した期間を運転期間から除外するという。▼折しも岸田政権は昨年末に、「原発への依存度を低減する」基本政策を転換し、原発推進に大きく変更させたところである。福島第一原発の事故から一二年経ってもなお、被害救済すら解決していないというのに、あの事故から何の教訓も得ていないと批判されるべき政策転換である。これに対して、抵抗するどころか迎合するが如き振る舞いは、「規制」のために再編された組織として、理解しがたい歪みではないだろうか。

(米倉 勉)